

【利用者向け】北九州市医療的ケア児レスパイト事業 Q&A（その1）

問1 医療的ケア児の住民票は県外にありますが、市内に住んでいる場合は、対象として認められますか。

答1 医療的ケア児の要件として、「北九州市内に住所を有すること。」としていますので、対象となりません。

なお、この事業は、福岡県の補助事業で実施していることから、県内に住民票がある場合は、お住いの市町村で、レスパイト事業を受けることができる可能性がありますので、お尋ねください。

問2 主治医から、訪問看護を使うように言われていますが、現在、家族だけで介護しているため、訪問看護ステーションを利用していません。対象として認められますか。

答2 医療的ケア児レスパイト事業は、訪問看護ステーションを利用する場合に、看護師が訪問して行う看護に係る費用を助成する制度となっているため、実際に訪問看護を利用していることが必要となります。

問3 医療的ケア児レスパイト事業では、学校への通学、旅行、宿泊を伴う修学旅行など、自宅以外の場所でも利用することができますか。

答3 医療的ケア児レスパイト事業では、自宅外の場所であっても、ご利用の訪問看護ステーションによる訪問看護の提供が可能であれば、費用を助成できます。

なお、訪問看護にかかる交通費、駐車場代、食事代などは、実費負担となりますので、利用されている訪問看護ステーションに相談してください。

また、学校おける訪問看護の提供については、通学されている学校に利用の可否について、事前にご確認ください。

問4 レスパイト利用中に、入浴などで、複数名での訪問看護が必要となることがありますが、複数名分の費用を助成してもらえますか。

答4 医療的ケア児レスパイト事業では、対応者数ではなく、時間数に応じた助成となっています。そのため、複数名で対応したとしても、一人で対応したとしても、時間数に応じた助成額となります。

問5 レスパイト事業での訪問看護と障害福祉サービスの居宅介護を同時に利用することはできますか。

答5 レスパイト事業にかかる費用を助成することはできますが、同時に利用する障害福祉サービスの要件を事前に確認してください。

なお、居宅介護は、通院等介助を除き、日常生活を営む場所において、必要なサービスを提供するものとなっているため、自宅以外での提供はできません。

問6 学校への通学で、レスパイト事業を利用したいと考えています。片道の利用時間が30分となりますが、費用は助成されますか。

答6 費用の助成については、「家族に代わって看護を行うから健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した時間」とし、一年度の利用時間を通算して1時間未満の端数がある場合は切り捨てとなっています。

そのため、通学以外で利用した時間数とも合算することが可能です。また、別日に利用した時間数も合算することが出来ます。合計利用時間が1時間になった場合は、助成の対象となります。

問7 レスパイトを利用した場合、自己負担がある場合は誰に支払えばよいですか。

答7 訪問看護を利用する際の料金は、提供時間帯・サービス提供や事業所の体制に係る加算、減算などにより利用者によって異なります。

そのため、助成額を超えた利用料については、自己負担となります。自己負担が発生する場合は、ご利用の訪問看護ステーションにお支払いください。

問8 一年度の利用時間を通算して1時間未満の端数がある場合に切り捨てとなっておりますが、一月当たり利用時間に応じて自己負担を訪問看護ステーションに支払っています。一月の利用時間に1時間未満の端数が生じた場合、その月の利用時間は何時間になりますか。

答8 一月の利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数となった時間を翌月に繰越し、翌月の利用時間と合算することが可能となります。

ただし、年間の利用時間の上限は48時間なので、47時間を超えた端数（1時間未満の端数）は翌年度に繰越すことができません。

（※上限144時間の場合は、143時間を超えた端数（1時間未満の端数）は翌年度に繰越すことができません。）

【利用例】

| 利用月 | 前月繰越時間 | 当月実際に利用した時間 | 合計利用時間 | 自己負担計算の基礎となる利用時間 | 翌月繰越時間 |
|-----|--------|-------------|--------|------------------|--------|
| 4月 | — | 2時間45分 | 2時間45分 | 2時間 | 45分 |
| 5月 | 45分 | 3時間50分 | 4時間35分 | 4時間 | 35分 |
| 6月 | 35分 | 2時間 | 2時間35分 | 2時間 | 35分 |
| ⋮ | | | | | |
| 2月 | 20分 | 1時間50分 | 2時間10分 | 2時間 | 10分 |
| 3月 | 10分 | 3時間 | 3時間10分 | 3時間 | — |

1時間未満の端数（10分）は、翌年度に繰越しできません。

問9 指定訪問看護ステーションが保育所、学校等を訪問して行う看護に係る費用について、「保育所、学校等」とは、どの様な場所を指しますか。

答9 144時間を上限とする費用については、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校（これらが実施する校外学習や学校行事を含む）での利用が対象となります。なお、48時間を上限とする費用については、利用場所の制限はありません。

また、保育所、学校等を訪問し看護を行う場合、看護師の同行の可否等について事前の確認が必要です。また、看護師にかかる実費（交通費、宿泊費、食事代等）が発生することがありますので、事前に訪問看護ステーションにお問合せください。